

答 申

第1 審査会の結論

沖縄県知事（以下「実施機関」という。）が公文書を特定した上で行った公文書部分開示決定は、妥当である。

第2 諮問の概要

1 公文書の開示請求

令和3年8月17日、沖縄県情報公開条例（平成13年沖縄県条例第37号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、「別紙が示す国頭郡今帰仁村古宇利流し原開発工事の変更に関する変更届など（特には届出期日及び承認期日が分かるもの）。開発行為の変更期日（変更届など）が分かる文書、変更の内容が分かる文書、最終的な許可の内容が分かる文書」の開示請求が行われた。

2 公文書の特定

実施機関は、本件請求に係る対象公文書を、「事務連絡用起案」及び「一般計画平面図（当初）及び（変更）」等18件の公文書（以下「本件公文書」という。）と特定した。

3 実施機関の決定

実施機関は令和3年8月31日付けで、本件公文書には条例第7条第3号及び同条第7号に定める不開示情報に該当する内容が記載されていることを理由として、公文書部分開示決定（以下「本件処分」という。）を行った。

4 審査請求

審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により令和3年10月7日付けで実施機関に対して審査請求を行った。

5 諮問

実施機関は、条例第21条の規定により、令和3年11月9日付けで審査会に対して、本件公文書の開示可否の決定について諮問した。

第3 審査請求人の主張（要旨）

1 審査請求の趣旨

実施機関が特定した公文書は請求人が求めた文書ではないため、実施機関は公文書不存在の通知処分をするべきである。

2 審査請求の理由（要旨）

特定された文書の「事務連絡用起案」は、請求人が求めた内容が記載された公文書らしく思われたが、請求人が求めた期日は記載されておらず、当該期日付近の「起案」期日しか知りえない。

よって、実施機関は請求人主張のとおり条例に準備されている様式を使用した公文書不存在の通知処分をするべきである。

第4 実施機関の弁明書（要旨）

本件処分は、開示請求について、条例の目的等に基づき、請求人の権利が十分に尊重されるよう、適切に行ったものであることから、請求人の主張する公文書不存在の通知処分を行う理由はないと考える。

実施機関は、事業者からの工事施工変更の相談を受け、これを軽易な変更として決定処理した文書である「事務連絡用起案」があり、同文書の起案日や文面により、事業者からの変更届の届出期日及び承認期日が一定程度確認できるものと判断したことから「工事の変更に関する変更届など（特には届出期日及び承認期日が分かるもの）」、「開発行為の変更期日（変更届など）が分かる文書」として特定した。

また、「変更の内容が分かる文書」として、同文書に加えて「一般計画平面図（当初）及び（変更）」を特定した。

さらに、「最終的な許可内容が確認できる文書」として、完了検査において確認した図面を特定した。

請求人は、本件処分の内容が開示請求したものではないとして、公文書不存在の通知処分を行うべき旨を主張しているが、実施機関としては公文書を特定しており、不存在とはいえない。また、条例の目的等に基づき、請求人の権利が十分に尊重されるよう処理した本件処分は、請求者の権利を侵害するような不当なものであったといえず、改めて不存在の通知処分を行う必要性を見出すことはできない。

第5 弁明書に対する審査請求人の反論書（要旨）

実施機関の特定した公文書と、開示請求者の請求した公文書は別物である。

開示請求者本人の「特定された開示文書は請求公文書と違う」との主張に対し、実施機関の一方的な特定文書を押し付ける弁明である。

開示請求者が「特には届出期日及び承認期日が分かるもの」と念押しした期日に関し「何年何月何日に相談のあった」などとの記載があればまだしも、「承認期日が一定程度確認できるものと判断した」特定文書の「一定程度」とはどの程度なのか知る由もない。

第6 審査会の判断

1 本件公文書の特定について

(1) 条例第6条第1項について

公文書の開示の請求は、条例第6条第1項の規定に基づき、書面（以下「開示請求書」という。）を提出することとなっている。開示請求書には、開示請求をする者の氏名及び住所のほか、公文書の名称その他の開示請求に係る公文書を特定

するに足りる事項を記載することとなっている。

公文書を特定するに足りる事項については、実施機関の職員が、当該記載から開示請求者が求める公文書を他の公文書と識別できる程度の記載があれば足り、開示請求された公文書が特定されたものとして扱うものと解されている。

(2) 本件公文書の特定について

本件処分 of 妥当性を判断する上で争点となるのは、実施機関が行った対象公文書の特定が妥当であったか否かである。

実施機関に聴取したところ、土地の開発行為の許可を行った後に、当該開発行為に係る軽易な変更が生じた場合の手続については、関係条例及び規則上、書面による手続を経る必要がない、とのことであった。そのため、実施機関においては、開示請求された文書は作成又は保有していないが、通常、軽易な変更の申出があった際に実施機関において当該変更を確認する起案文書及び関連図面を公文書として特定し、開示決定等を行ったことが確認できた。

したがって、開示請求制度の趣旨を踏まえ、実施機関が保有する公文書の中から最大限情報を開示するため対象公文書を幅広く捉えた上で特定したことは不合理ではなく妥当であり、公文書が不存在であったとはいえない。

2 本件処分について

審査請求人は、実施機関が特定した公文書は公文書開示請求で求めたものではないため、「公文書不存在による不開示決定通知書」により処分すべきと主張しており、実施機関が行った本件処分における不開示該当性についての主張はない。

よって、上記第6の1(2)のとおり公文書を特定し、不開示該当性を判断した上で実施機関が行った本件処分は妥当であると認められる。

以上のことから、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

本案件を審議した沖縄県情報公開審査会委員名簿

五十音順

氏 名	役 職 名 等	備 考
井上 禎男	琉球大学教授	会長
儀部 和歌子	弁護士	会長職務代理
仲村 剛	弁護士	
新見 研吾	弁護士	
三浦 毅	琉球大学准教授	

審査会の処理経過

年 月 日	内 容
令和3年11月5日	諮問書受理
令和3年11月17日	審議（第329回）
令和3年12月13日	審議（第330回）
令和4年1月26日	審議（第331回）
令和4年2月21日	審議（第332回）
令和4年3月16日	審議（第333回）